## 外国人労働者を取り巻く環境の変化

# 改善望めぬ育成就労制

般社団法人成果配分調査会 代表理事 浅井 茂利

2024年6月、技能実習法改正

せるところとなっています。 開は、この問題の闇の深さを感じさ 害の度合いが強まっていくという展 と検討が進むにつれて、より人権侵 わけ、有識者会議→法案→法案修正 当てはまるものと思われます。とり 新制度の詳細はわからないものの、 まいました。本稿執筆時点では、基本 討が始まったはずなのですが、結果的 月29日、 史的決着に導きたい」(2022年7 今回の制度改定は、技能実習制度に 案(育成就労法案)が成立しました。 技能実習制度に対する強制労働との 方針・運用方針が発表されておらず、 対する国内外からの批判に対し、 名称以外は微修正に止まってし 古川法相)との意気込みで検 育成就労制度にもそのまま

## という目的にある |の問題は「人材育成\_

「高額すぎる借金や転籍の制限など 現行の技能実習制度に対しては、

> 貌してしまう」(有識者会議によるヒ 開発途上地域等の経済発展を担う『人 係となり、 により、著しく支配従属的な労使関 る制度」ですが、この づくり』に協力することを目的とす 発途上地域等への移転を図り、 れ培われた技能、技術又は知識の開 アリング) との指摘があります。 技能実習制度は「我が国で開発さ 本来、善良な経営者も変 その

## 人材育成 + 国際貢献

習生が法律的にも、実態としても労 働者であるにも関わらず、 という目的であるがために、 技能実

2 ①「技能修得中だから、技能を身につ 回収するため」というふたつの理 されている。 由から、厳しい転籍制限が正当化 然」という意識が醸成されている。 金は低くて当然、待遇も悪くて当 けさせてやっているのだから、賃 「技能修得のため」 「訓練コストを

という状況となっています。 新しい育成就労制度は、「育成就労

> 権侵害、 悪な職場環境・生活環境の根本原因 準の技能を有する人材を育成すると たと判断せざるをえません。 ために、「育成就労制度」が考案され 件の外国人労働者を維持・確保する ました。むしろ低い賃金・労働諸条 が、制度の目的として残存してしまい となっている「人材育成」という建前 ますので、転籍制限を正当化し、 保することを目的とする」とされてい ともに、当該分野における人材を確 産業分野において、特定技能1号水 低い賃金・労働諸条件、 劣

## 転籍制限の何が問題なのか

①やむを得ない事情があると認めら れる時 育成就労制度では、

②育成就労産業分野における業務区 電子機器組立て、など)が同一の の範囲内で定めた期間を超えてお から、法務省が1年以上2年以下 転籍先であり、 分(たとえば機械金属加工、電気 育成就労に就いて

に転籍できることになっています。 Ŋ に適合している場合 り、技能・日本語能力について、 省の定めた基準に適合してお 転籍先が法務省の定めた基準

る。 無期労働契約の場合、退職申し入 方、民法や労働基準法では れから2週間経過すると退職でき (民法 627条1項)

\*1年未満でも、「やむを得ない事由」 きる。 があれば退職できる。 (民法 628 有期労働契約の場合、契約の初日 から1年経過以降、自由に退職で (労基法 137条)

れているのであれば、企業にとって、 手段ともいうべき転籍の自由を奪わ けで、就労期間の要件は不要です。 る要件として、一定の技能・日本語能 外国人労働者が、しかも、 難なのに、日本語の理解も不十分な 能を修得させる」ということならば、 能レベルに達するまで落ち着いて技 です。転籍制限の趣旨が「一定の技 働基準法と相容れないことは明らか が1年を超えても転籍が認められな 力を求め、産業によっては就労期間 となっています。従って、転籍を認め 技能の基準を満たしていればよいわ い可能性のある育成就労制度が、労 日本人ですら労使対等の実現は困 唯

ことも困難と言わざるを得ません。 センティブは乏しく、人権侵害を防ぐ 生活環境を提供としようとするイン 良質な賃金・労働諸条件、職場環境

### 縛り付ける転籍制限 低賃金企業に外国人を

れ企業に押し止める効果を狙ってい が求められることになりそうです。 きた者の割合が一定以下であること ることは明らかです。 転籍を妨害し、 人気のある良質な受け入れ企業への 在籍している外国人のうち転籍して ても要件を設けることになっており、 育成就労制度では、転籍先につい 良質ではない受け入

低い地域に外国人を縛り付ける現代 されました。 ずるものとする」という条文が追加 度に集中して就労することとならな り大都市圏その他の特定の地域に過 地域において必要とされる人材が確 労法案の中に「人材が不足している もとより、 した修正であり、 の「タコ部屋」であることを明確に表 いようにするために必要な措置を講 から大都市圏に流出すること等によ 資するよう、 加えて国会審議において、 もって地域経済の活性化に 市場経済原理の観点から 育成就労制度が賃金の 育成就労外国人が地方 人権の観点からは 育成就

> Ŕ 言語道断と言わざるを得ません。

## 特定技能への移行について

就労の転籍要件が引き続き適用され 技能1号に移行できるものの、 Ś は、 に示しています。 が低賃金・低労働諸条件を維持する る見通しとなっています。これも大 れるべきだと思います。しかしなが 格が与えられ、 能1号水準の技能を有する人材」に 能1号水準の技能を有する人材」の ための言い訳にすぎないことを如実 変奇妙な仕組みで、結局、「人材育成」 育成を目的とするのなら、「特定技 ですが、 育成就労での在留期間は原則3年 育成就労3年間の途中でも特定 支障なく「特定技能」の在留資 育成就労制度が「特定技 転籍が自由に認めら 育成

## 送出機関の問題

その平均は52万1065円に達して り決めは認められておらず、 関による保証金の徴収や違約金の取 1円となっています。 能実習生が来日前に費用を支払い、 しかしながら実際には、8・3%の技 も適正なものでなければなりません。 、ます。 %に止まり、 現行の技能実習制度でも、 ただしフィリピンでは16 額も平均9万419 手数料 送出機

> すべきだと思います。 れている以上、 もともと労働者の費用負担は禁じら 業に負担させる方向のようですが、 払う手数料の一定割合を受け入れ企 報道によれば、 きかける意思はなさそうです。新聞 が、日本政府にはそうした規制を働 しい規制を行えばよいだけなのです 国において、フィリピンと同様の厳 まるとは思えません。すべての送出 技能実習や育成就労が例外に当ては 規定しています。例外はありますが、 又は間接に徴収してはならない」と についてもその全部又は一部を直接 労働者からいかなる手数料又は経費 本批准)では、「民間職業仲介事業所は、 育成就労外国人の支 全額企業負担を徹底 <del>日</del>

## 招かないために 人権侵害企業との批判を

\*人権確保に努め、 度を利用しないか、 判を受けないためには、 と思います。 D) の観点からすれば、当然のことだ 人権デュー・ディリジェンス(人権D 例が出てきているとのことですが、 理由として、取引を打ち切られる事 働諸条件、 技能実習生を雇用していることを 人権侵害企業という批 訓練内容、 もしくは 良好な賃金・労 育成就労制 職場環境

生活環境を整える。

もともとILO条約 181 号

を図る。 育成就労外国人が、 行要件を満たせるような環境整備 やかに転籍要件や特定技能への移 可能な限り速 支

\*

がっていくのだろうと思います。 や特定技能外国人の定着にもつな 努力こそが、結局は育成就労外国人 以外にありません。そしてそうした 払った費用を全額負担する。 育成就労外国人が送出機関に

### 茂利 浅井 あさい・しげとし

### -般社団法人成果配分調査会代表理事

1980年明治学院大学法学部卒業、金属労協入職。 政策、経済政策、産業政策、国際政策を担当。政策企画 局長を経て、2022年退職。一般社団法人成果配分調査会 代表理事 (現)。日本労働ペンクラブ幹事 (現)。

金属労協在職中、旧・国際金属労連 (現在のインダスト リオール・グローバルユニオン)において、「多国籍企業と 行動規範に関する作業部会」委員、「貿易・雇用・開発政 策に関する作業部会」委員。ILO (国際労働機関)では、 金属工業委員会をはじめ各種の業種別会合において労働 側代表顧問を務める。

